

令和5年度

第25回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年6月26日

東松島市農業委員会

令和5年度第25回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年6月26日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第6号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程第11 議案第7号 令和5年度農業者年金加入推進活動（案）について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬宏之	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤祥
4番	熊谷獎	5番	阿部喜生	6番	秋本まゆみ
7番	小山静子	8番	大山道保	9番	浅野喜代志
10番	安部俊郎	11番	本田幸男	12番	小岩敏幸
13番	-	14番	川村勝雄	15番	安倍民夫
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
13番	大崎康				

出席事務局職員

事務局長 石森久浩
 事務局長補佐兼農地係長 安倍浩司

【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第25回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長(佐藤栄宏会長) : それでは、議事に入ります。

本日は、13番 大崎康委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより第25回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、4番熊谷奨委員、5番阿部喜生委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。

その1、野蒜字下沼119-7、登記地目は田、現況地目は畑、12㎡、解約届出日は令和5年5月25日、宮城県へ譲与するための使用貸借の解約でございます。

その2、赤井字川前二12-1、1、012㎡のうち3.48㎡、解約届出日は令和5年5月19日、公共買収のための貸貸借の解約でございます。

その3、赤井字南二136、1、652㎡外計2筆で2、369㎡、解約届出日は令和5年5月29日、開発事業用地として第三者へ貸貸借のための貸貸借の解約でございます。

その4、赤井字一本杉1-1、4、443㎡外計3筆で5、649㎡、解約届出日は令和5年5月29日、開発事業用地として第三者へ貸貸借のための貸貸借の解約でございます。

その5、小松字上二間堀63、671㎡、解約届出日は令和5年6月12日、第三者へ売買のための使用貸借の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、小野字中央22-14、26㎡外計2筆で344㎡、転用目的は住宅敷地、現在の状況は休講中、売買による所有権移転で令和5年5月26日届出受理となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第5、議案第1号 非農地証明願について、上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、浜市字新田30-4、126㎡、農地を転用した理由及び現在の状況については、願出地は、東日本大震災による防災集団移転促進事業により市が取得した土地であり、前所有者において自宅への取付道路及び駐車場として平成11年7月16日付で農地法第5条の転用許可を受けている土地となります。

現在、隣接する宗教法人より駐車場用地として払い下げの要望があり、今後も農地として使用しないことから、非農地証明願いを提出されたものとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月22日、願出人である東松島市財政課用地管理係に確認いたしました。転用された日は、平成11年7月16日、現在の利用状況は、雑種地。申請理由については、前土地所有者が農地法第5条の規定による許可申請を受けていたものの、その後の地目変更登記がされておらず、東日本大震災による防災集団移転促進事業により、そのまま土地を買い上げている状況となります。

総合意見としては適当。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願の通り証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願の通り証明することに決定します。次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、高松字西風75-2、337㎡外計2筆で607㎡。願出地は、昭和63年12月頃より牛舎及び農業用倉庫として使用されております。牛舎が老朽化しており、倒壊の危険性もあることから、取り壊し予定となっております。牛舎については、既に高松字西風79-1に代替施設として建設済みとなっております、現在飼養している牛に関してはそちらに移す予定となっております。

願出地は今後も農地として使用しないことから、非農地証明願いが提出されたものとなります。

位置については5ページの通りとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番 安倍民夫委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月18日。転用された日は、昭和63年12月で現在の利用状況は、牛舎及び農業用倉庫となります。申請理由は、昭和63年12月頃より牛舎及び農業用倉庫として利用しておりますが、老朽化により取り壊しを検討したところ、土地が田であることが判明したことから、今後も農地として使用することがないため証明願いが出されております。

総合意見としては適当。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を非農地証明願の通り証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を非農地証明願の通り証明することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、大塩字清水沢65-6、1、037㎡、贈与による持分全部の所有権移転となり

ます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員ですが、欠席のため事務局より聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月23日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営となります。通作距離については0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田となっております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、高松字西風76-2、134㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番 安倍民夫委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月18日。権利の種類は、親子間での所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、畜産の単一経営となります。通作距離については約7.0km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、雑種地として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字七反谷地313-1、268㎡外計4筆で888㎡となります。変更理由としては、当初、令和4年5月19日付宮城県（東振）指令第57号にて資材置き場として農地転用許可を受けておりますが、申請地と既存事業地の間にある法定外公共物の水路439.65㎡を新たに事業区域に取り込み、その代替として農地転用を受けている888㎡のうち188.97㎡及び農地転用以外の新規事業用地のうちから205.68㎡を、水路敷地として付け替えするという計画となります。位置については5ページの通りとなります。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第8、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1及びその2は関連がありますので一括で事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、高松字西風58、2、033㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中で、20年間の地上権設定での永久転用となります。

その2、高松字西風76-1、1、896㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中で、同じく20年間の地上権設定で永久転用となります。

位置については10ページの通りとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番 安倍民夫生委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月23日。転用目的は、太陽光発電用地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及びその2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1及びその2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その3を事務局より説明願います。

○局長補佐： その3、赤井字中二号16-14、1、106㎡のうち300㎡、転用目的としては、赤井小学校建替工事のための作業用通路、現在の利用状況については休耕中、10ヶ月の使用貸借権設定の一時転用の申請となります。

位置については11ページの通りとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月24日。転用目的は、赤井小学校の体育館の建築のための工事車両の作業用通路としての一時転用です。転用目的実現の確実性は適当で、周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で、附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その4からその8は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○局長補佐： その4、小松字上二間堀62、522㎡外計2筆で1、193㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、売買による所有権移転となります。

位置については12ページの通りとなります。

その5、小松字上前柳285-3、864㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、売買による所有権移転となります。

位置については13ページの通りとなります。

その6、大塩字清水沢123、917㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、売買による所有権移転となります。

その7、大塩字清水沢126-3、1、883㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、売買による所有権移転となります。

その6及びその7の位置については14ページの通りとなります。

その8、大塩字清水沢26-5、1、126㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、売買による所有権移転となります。

位置については15ページの通りとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その4及びその5の担当委員2番 鈴木仁逸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月18、19日。いずれも転用目的は、太陽光発電施設。転用目的実現の確実性は適当で、周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で、附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ではその6からその8の担当委員13番 大崎康委員が欠席ですので事務局から聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 調査年月日は、いずれも令和5年6月23日。転用目的は、太陽光発電施設。転用目的実現の確実性は適当で周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4からその8を許可相当と認めること

に、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4からその8を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。始めに利用権の賃借権設定になります。その1とその2は関連がありますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その1、浅井字上笠松102、登記地目は田、現況地目は畑、907㎡、借金は、金納で1万8,140円、期間については、令和5年7月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

その2、上下堤字中田11、657㎡外計7筆で7,068㎡、借賃は物納で116kg、期間は令和5年7月1日から令和15年3月31日までの10年間の権利設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その1の担当委員7番 小山静子委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は規模拡大。農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力はいずれも適当。通作距離は1km。農業経営の内容については、水稻、大豆、そば、牧草の複合経営となっています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その2の担当委員9番 浅野喜代志委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は土地改良区からの要望。農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力はいずれも適当。通作距離は4km。農業経営の内容については、水稻、露地野菜、転作各種の複合経営となっています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1及びその2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を承認することに決定します。
次に、その3からその7は再設定となりますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その3、大曲字上納100-1、3、912㎡外計3筆で6,797㎡、借賃については金納で20万3,910円、期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間の再設定となります。

申請地は、パルファーム大曲が乾燥調整施設及び水稻育苗ハウスに利用している農業用施設用地となります。

その4、大塩字古内225-1、945㎡外計4筆で3,252㎡、借賃は金納で3万8,480円、期間は令和5年7月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

その5、大塩字古内213、4、023㎡外計8筆で2万6,100㎡、借賃は金納で42万4,082円、期間は令和5年7月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

その6、浜市字西浮足116、2、298㎡外計2筆で5,873㎡、借賃は物納で353kg、期間は令和5年7月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

その7、小野字新茨島162、4、046㎡外計2筆で4,597㎡、借賃は物納で276kg、期間は令和5年7月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその7を承認することに決定します。
次に、所有権移転を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字関の内四号190-5、78㎡外計3筆で4,614㎡、対価は136万800円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月24日。権利の種類は所有権移転、出し手の理由は規模縮小、受け手の

理由は規模拡大、農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力のいずれも適当。通作距離は1 km。買受代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容については、水稻、露地野菜の複合経営となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2ですが、9番 浅野喜代志委員にかかる案件ですので、東松島市農業委員会会議規則第23条の規定により退席をお願いします。

（9番 浅野喜代志委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、上下堤字北128、959㎡、対価は20万円となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月19日。権利の種類は所有権移転、出し手の理由は労力不足、受け手の理由は相手方要望。農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力のいずれも適当。通作距離は1 km。買受代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容については、水稻の単一経営となっています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
9番 浅野喜代志委員は入場願います。

（9番 浅野喜代志委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 9番 浅野喜代志委員に申し上げます。
本計画その2については原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。
次に、その3ですが、7番 小山静子委員にかかる案件ですので、規定により退席をお願いします。

（7番 小山静子委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、野蒜字山岸71-1、866㎡、対価は51万9,600円となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員より聞き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年6月23日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は相手方要望、受け手の理由は耕作利便。農業で自立する意欲と能力、農地の効率的な利用、労働力のいずれも適当。通作距離は0.1km。買受代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容については、施設花卉となっています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。
7番 小山静子委員は入場願います。

（7番 小山静子委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 7番 小山静子委員に申し上げます。

本計画その3については原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。
次に農地中間管理事業の一括方式を上程します。その1からその6を事務局から説明願います。

○事務局長： 議案書19ページと20ページをご覧ください。

その1、西福田字鱗4-1、2、534m²外計4筆で5,112m²、借賃は物納で306kg、期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間となります。

その2、西福田字新白山70-3、2、764m²、借賃は物納で165kg、期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間となります。

その3、西福田字牧ノ内一号128-2、192m²、借賃は物納0キログラム、期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間となります。

その4、赤井字北田362-1、2、983m²、借賃は金納で3万8,800円、期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間となります。

その5、赤井字東353-2、1、067m²、借賃は物納で64kg、期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間となります。

その6、赤井字関の内四号122、1、074m²外計4筆で3,111m²、借賃は金納で3万1,110円、期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその6を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその6を承認することに決定します。

次に、日程第10、議案第6号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、上程いたします。このことについては、農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の規程により、令和5年6月13日付け東松農水第489号により、東松島市長から農業委員会に対し意見を求められております。説明委員として農林水産課職員の出席を求めています。出席職員は職名及び氏名を述べてから内容の説明をお願いします。

○佐藤淳農林水産課主任： 資料内容に基づき説明する。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第11、議案第7号 令和5年度農業者年金加入推進活動（案）について、上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局長： 計画（目標）は、令和5年4月1日現在で策定しており、今年度の新規加入者数1名としております。そのうち20～39歳、かつ女性1名が目標となっております。宮城県農業会議、宮城県農業協同組合連合会、宮城県農業者年金協議会の連名で宮城県全体の一年間の目標というものを掲げており、県全体では57名、うち20～39歳は45名、女性は36名としており、そのうち東松島市分の目標割当として、この数値が設定されております。

加入推進体制の整備については、市内全域で30人で1班体制です。内訳として農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA担当者、そして農業委員会事務局職員となります。

加入推進名簿の整備は、令和5年4月1日現在に更新しており、昨年度の26人から45人としております。名簿については別紙資料によりご確認願います。

加入推進強化月間は昨年同様11～2月の4ヶ月間としております。

戸別訪問の実施については、訪問対象者数は10人に加入推進、制度説明を行う予定です。

加入推進対策会議及び研修会は資料のとおりで6月に対策会議を2回実施、7月に研修会を合同会議内で実施を予定しており、10月は検討会議を計画しております。

加入対象者に対する説明会等の実施については10月に年金制度の説明会の開催を計画しております。

広報普及活動の実施についても資料にとおりで、8月に市内全戸配布の市報にて対象者16,000人、年金加入推奨のお知らせのチラシを農業者30人へ郵送にて送付。11月から農業委員会事務局窓口へチラシを設置し、120人程度を対象者に配布して啓発してまいります。

事務局からの説明は以上となります。内容についてご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 事務局からの説明が終わりました、何かご質問ございませんか。

○阿部喜生委員： 委員一人で訪問し説明等を行うのは難しい場合もあるので、そのような場合に事務局の同行をお願いすることは可能ですか。

○事務局長： 事務局としても加入推進活動を全面的にバックアップしてまいりますので、ご相談いただければ日程等調整の上、同行させていただきます。

○議長（佐藤栄宏会長）： 事務局と相談して加入推進していきましょう。他に何かご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和5年度農業者年金加入推進活動（案）

について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和5年度農業者年金加入推進活動（案）について、原案のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第25回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時02分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28
条第3項の規定により署名する。

令和5年6月26日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 4番 能谷 奨

署名委員 5番 阿部 喜生